

橋本市規則第 37 号

橋本市会計事務規則等の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市会計事務規則等の一部を改正する規則

(橋本市会計事務規則の一部改正)

第1条 橋本市会計事務規則(平成18年橋本市規則第65号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(会計管理者の支払) 第46条 会計管理者は、債権者に支払をしようとするときは、<u>地方自治法第232条の6並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条及び第165条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる方法により行うものとする。</u> <u>(1) 口座振替の方法による支払</u> <u>(2) 隔地払</u> <u>(3) 資金前渡その他現金による支払</u> <u>2 前項第3号の現金による支払は、地方自治法第232条の6第1項ただし書の規定に基づき、指定金融機関に現金払をさせる方法その他の方法により行う。</u> 第50条 削除 第51条 削除 第52条 削除	(会計管理者の支払) 第46条 会計管理者は、債権者に<u>現金による支払</u>をしようとするときは、<u>地方自治法第232条の6第1項ただし書の規定に基づき、指定金融機関に現金払をさせるものとする。</u> (小切手の振出し) 第50条 <u>会計管理者が振り出す小切手は、持参人払式とし、その小切手には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> <u>(1) 支払金額</u> <u>(2) 会計年度</u> <u>(3) 小切手番号</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な記載事項</u> <u>(小切手帳及び印鑑の保管)</u> 第51条 <u>会計管理者は、小切手帳及びこれに使用する印鑑を不正に使用されることのないように、厳重に保管しなければならない。</u> <u>(小切手帳の使用区分)</u> 第52条 <u>小切手帳は、年度別及び会計別に常時各1冊を使用しなければならない。ただし、2会計以上にわたる場合であつ</u>

第53条	<u>削除</u>	<u>ても小切手帳を会計別にする必要がない場合又は会計管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</u> <u>(記載事項の訂正)</u> 第53条 <u>小切手の券面金額は、訂正してはならない。</u>
		<u>2 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正するときは、第13条の規定にかかわらず、その訂正を要する部分に二線を引き、その上部又は右側に正書し、かつ、当該訂正箇所の上部の余白に訂正した旨及び訂正した文字の数を記載して、会計管理者の印を押さなければならない。</u> <u>(書損小切手等の取扱い)</u>
第54条	<u>削除</u>	第54条 <u>書損、汚損、損傷等により小切手帳を使用することができなくなったときは、当該小切手に斜線を引いた上「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておかなければならない。</u>
第55条	<u>削除</u>	<u>(小切手番号)</u> 第55条 <u>会計管理者は、新たに小切手帳を使用しようとするときは、第52条の小切手帳の使用区分ごとに1年度間(出納整理期間を含む。)を通ずる連続番号を明記しなければならない。</u>
		<u>2 前条の規定により廃棄した小切手の番号は、これを使用してはならない。</u> <u>(振出年月日の記載及び押印の時期)</u>
第56条	<u>削除</u>	第56条 <u>小切手の振出年月日の記載及び押印は、当該小切手を債権者に交付するときにしなければならない。</u>
		<u>(小切手の振出済通知)</u> 第57条 <u>会計管理者は、小切手を振り出したときは、小切手振出済通知書を作成し、指定金融機関に送付しなければならない。</u>
第58条	<u>削除</u>	<u>(小切手の原符の整理)</u> 第58条 <u>会計管理者は、振り出した小切手の原符を証拠書類として整理し、保管しておかなければならない。</u>
		<u>(償還金の支払い)</u>

第59条 削除	第59条 会計管理者は、その振り出した小切手が振出日付から1年を経過したため、その所持人から当該小切手を添えて償還の請求があったときは、これを調査し、償還すべきものと認めるときは、その手続をとらなければならない。
	2 前項の場合において、小切手所持人が亡失により小切手を提出できないときは、会計管理者は、当該亡失小切手の除権判決の正本を提出させなければならない。 (支払未済資金の整理)
第60条 削除	第60条 会計管理者は、振出日付から1年を経過し、指定金融機関又は指定代理金融機関においてまだ支払を終わらない小切手については、指定金融機関から報告を受け、これを当該1年を経過した日の属する年度の歳入に組み入れる手続をとらなければならない。
(保管責任)	(保管責任)
第107条 会計管理者、出納員等及び資金前渡を受けた者は、すべて現金又は有価証券の保管について善良な管理者の注意を怠ってはならない。	第107条 会計管理者、出納員等及び資金前渡を受けた者は、すべて現金、有価証券又は小切手帳の保管について善良な管理者の注意を怠ってはならない。
(亡失、損傷等の報告)	(亡失、損傷等の報告)
第108条 前条に規定する職員は、その保管している現金又は有価証券について亡失、損傷その他の事故があったときは、直ちに事故報告書を作成し、会計管理者を経て市長に提出しなければならない。	第108条 前条に規定する職員は、その保管している現金、有価証券又は小切手帳について亡失、損傷その他の事故があったときは、直ちに事故報告書を作成し、会計管理者を経て市長に提出しなければならない。

(橋本市税条例施行規則の一部改正)

第2条 橋本市税条例施行規則(平成18年橋本市規則第66号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(納付又は納入の委託ができる有価証券の範囲)	(納付又は納入の委託ができる有価証券の範囲)
第6条 法第16条の2第1項に規定する市長が定める有価証券は、次に掲げるものとする。	第6条 法第16条の2第1項に規定する市長が定める有価証券は、次に掲げるものとする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略

	(3) 小切手
--	---------

(橋本市契約事務規則の一部改正)

第3条 橋本市契約事務規則(平成18年橋本市規則第71号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(入札保証金の納付) 第7条 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 <u>(4)～(6)</u> 略	(入札保証金の納付) 第7条 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額</u> <u>(5)～(7)</u> 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに会計管理者が振り出した小切手については、なお従前の例による。